

ごみを燃やさないで！

野焼きは法律で原則禁止されています

ドラム缶やブロック積み、穴を掘っての焼却は、違法な「野焼き」になります。家庭から出るごみは燃やせずに、市の分別収集に出しましょう。

なお、剪定枝、木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので少量であっても焼却することなく、可燃ごみ袋に入れ、ごみ集積所及び自宅前に排出してください。（長い枝などは長さ50cm、太さ10cm未満に切断し、指定袋に入れてください。）



野焼きに困っている場合は・・・

生活環境課へご連絡ください。通報のあった野焼きの情報を確認し、原因者が特定できる場合は指導を行います。

また、火災の危険がある場合は、消防署へ通報してください。なお、産業廃棄物（企業活動のごみ）焼却や常習性がある場合は、警察へ通報してください。